

# 西会津町農業委員会

## 第16回 西会津町農業委員会総会 議事録

開催期日 令和3年11月19日

西会津町農業委員会

## 第16回 西会津町農業委員会総会議事録

### 1. 期日

令和3年11月19日

### 2. 場所

役場大会議室

### 3. 招集者 西会津町農業委員会会長 江川 新壽

### 4. 出席委員

(農業委員)

1番委員 渡部 定衛 3番委員 三瓶 常夫 4番委員 岩原 稔  
5番委員 矢部 幸彦 6番委員 江川 政次 8番委員 小原 利道  
9番委員 仲川 久人 10番委員 星 敬介 11番委員 佐藤 正光  
12番委員 江川 新壽

(推進委員)

2番委員 伊藤 一郎 3番委員 杉原 徳夫 4番委員 目黒 信一  
5番委員 長谷川耕二 6番委員 長谷川辰男 7番委員 加藤 勝  
8番委員 佐藤 武 9番委員 山口 幸平 10番委員 小野木洋一  
11番委員 猪俣 久一

### 5. 欠席委員

(農業委員) 2番委員 佐藤 健一 7番委員 三留 弘法

(推進委員) 1番委員 三留 智篤

### 6. 総会に出席した職員

事務局長 矢部

事務局次長 高津

事務局員 秦

### 7. 開会

午前9時00分

## 8. 閉会

午前9時53分

議長 おはようございます。  
降雪を前にして何かとお忙しいところご参加いただきまして誠にありがとうございます。本日は総会と合同農地パトロールが予定されていますので、宜しくお願いいたします。  
本日は2番と7番の方が欠席する旨連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

議長 これより総会を開会します。  
本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して10名が出席しておりますので、会議規則第9条の委員過半数出席により総会は成立しております。  
それでは、これより「第16回西会津町農業委員会総会」を開会します。本日の総会次第はお手元に配布したとおりであります。

議長 それでは会議録署名委員の指名を行います。  
会議規則第30条の規定により、  
1番 渡部 定衛  
9番 仲川 久人  
にお願いします。

議長 続いて、会議次第3・報告事項に移ります。  
報告第1号「主要業務報告」について、事務局より報告いたさせます。

事務局次長 主要業務について報告する。

議長 業務の執行状況にありました「福島県下農業委員会大会」について参加しました委員の中から、11番佐藤会長職務代理者に感想をお願いします。

11番委員 基本的には今、高津次長が話されたことになるのですが、表彰につきましては、団体表彰では会津におきましては、全国農業新聞普及農

業委員会努力賞に〇〇村、第38回農業委員会情報誌コンクール表彰の、福島県農業会議会長賞の優秀賞が〇〇市農業委員会です。

全国農業会議所会長賞が〇〇市農業委員会です。国の方に関しましては、先ほどお話しにもありましたが、テーマは5つありました。その中で1番、将来の福島県の地域農業栽培担い手農家の数というのは現在、〇〇市においては全体で2,858件とのこと。15年以降は担い手の数が62名ほどになっているそうです。

〇〇市は全体で2,862件であり、15年以降の担い手の数が70人だそうです。〇〇町は全体が550件であり、このうち15年以降の担い手の数は8人だそうです。これは農業政策においてとった数です。先ほどの話にもありましたが、農業委員会の役割、農業委員会のリーダーシップ、リーダーシップとはなにか、リーダーとリーダーシップは異なる。リーダーは役割を持った人のこと。

リーダーシップは目標を達成する力であるという説明を受けました。

議長 ただいま報告のありました「主要業務報告」について、委員各位の質問、意見を求めます。

議長 ないようですので、これで質問を終わります。

議長 続いて、会議次第4・付議事件に移ります。  
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局次長 「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」説明する。

議長 事務局の説明が終わりましたので、次に現地調査を担当された目黒信一推進委員の報告をお願いします。

目黒推進委員 現地で立会い、確認をした結果、特に問題ありませんでした。以上です。

議長 事務局並びに担当調査委員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

議長 これから討論を行いません。討論はありませんか。

議長 討論なしと認めます。  
これから、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決します。  
本案は原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局次長 「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」説明する。

議長 事務局の説明が終わりましたので、次に現地調査を担当された山口幸平推進委員の報告をお願いします。

山口推進委員 農地法第3条許可申請に係る調査についてご報告申し上げます。特に問題はありませんでした。報告は以上です。

議長 事務局並びに担当調査委員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

6番委員 申請の現地確認写真を見ると、だいぶ荒れている場所なのですが、荒れているのですか。

山口推進委員 実際には荒れています。

6 番委員 耕作すればできる状態ですか。

山口推進委員 可能性はあります。

6 番委員 写真を見ると、実際に耕作は大変だと思われる。  
写真では酷いが耕作は可能だということですね。

山口推進委員 実際に荒れている土地ではあるのですが、やろうと思えば耕作  
が出来るような状態であるということです。

議長 その他ありませんか。

議長 なければ、これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

議長 これから討論を行ないます。討論はありませんか。

議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に  
対する処分について」を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項  
の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり決定い  
たしました。

議長 続きまして、議案第 3 号「土地の現況確認について」を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局次長 土地の現況確認について説明する。

議長 事務局の説明が終わりましたので、次に現地調査を担当された長谷  
川辰男推進委員の報告をお願いします。

長谷川推進委員 現地確認をしました長谷川と申します。その前に事務局の説明に誤りがあると思うのですが、小原委員ではなく、佐藤職務代理です。

事務局次長 すいませんでした。誤っておりました。正しくは佐藤職務代理です。

長谷川推進委員 それでは現地確認証明確認書ということで、私の方から説明申し上げます。11月9日に現地確認をしたところ、登記簿上は田であるが、草が生え池の様になっており、耕作できる状況ではありません。

池については、昭和50年頃から池になっているということです。以上により、農地に復元するための条件が著しく困難な土地であると判断して確認いたしました。以上です。

議長 事務局並びに担当調査委員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

議長 これから討論を行いません。討論はありませんか。

議長 討論なしと認めます。  
これから、議案第3号「土地の現況確認について」を採決します。  
本案は原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「土地の現況確認について」は原案のとおり承認いたしました。

議長 以上で本日の付議事件はすべて終了しました。  
続いて、次第5・その他に移ります。  
(1) 農地パトロールの調査結果について事務局より説明してください。

事務局員 資料を基に説明。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

議長 続きまして（２）当面の日程について事務局の説明を求めます。

事務局次長 当面の日程について説明

議長 当面の日程について事務局から説明がありました。ここで12月15日の水曜日に〇〇町で研修会がありますが、ここで参加に立候補する方はいませんか。

（立候補なし。）

議長 いなければこちらの方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし。）

議長 それでは職務代理にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

11番委員 わかりました。

議長 それでは事務局とあわせて2名にお願いしたいと思います。宜しくお願ひします。

議長 続きまして、（３）次回総会開催日について、事務局の説明を求めます。

事務局次長 次回総会開催日について説明

議長 続いて、（４）その他 に移ります。  
事務局、何かありますか。

事務局次長 提案ですが、総会終了後、農地相談の情報共有を行いたいと思います。



お手元に配布しました農地相談ですが、このように事務局に貸し借り希望や売買希望相談があります。

内容について、皆さんにお知らせして助言や解決をお願いしたいと思います。

また委員さん方が相談内容を皆さんと考える場を総会后に設けたいと思っていますが、検討のほどよろしく申し上げます。

議長 お願いするということによいのか。

事務局次長 こういう相談があったので、皆様から情報提供をいただきたいと思います。

議長 事務局からそういう考えですので、ありましたらよろしく申し上げます。

委員の皆さんより他にありませんか。

1 1 番委員 今回の農地相談の件なのですが、内容の3町というのは何か。

(面積のことではないかとの指摘)

事務局次長 単位については相談者から聞いただけで、3haになると思われますので、私が間違っていたら訂正宜しく申し上げます。

議長 今回は3町歩ということで理解していいのか。

事務局次長 はい。

議長 他になければ、以上で本日予定されておりました案件は全て終了しました。

議長 これで「第16回西会津町農業委員会総会」を閉じます。お疲れさまでした。